

Matsushiro JBT 会則

(名 称)

- 第1条 本会は、**Matsushiro JBT** と称する。
※「まつしろ ジュニア ボランティア チーム」の略
(以下、団体と表記)

(目 的)

- 第2条 本団体は、松代地区での環境保全活動や、世代間交流などを目的としたイベントや催しを開催することで、松代地区の活性化を図り、地域社会に貢献し、多くの学生がボランティアに関わる機会をつくることを目的とする。

(活動内容)

- 第3条 本団体は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。
- ① 清掃・美化活動(ごみ拾い・草取り・落ち葉はき・雪かき)
 - ② イベントや催しの企画・運営(世代間交流・地域活性化を目的とする)
 - ③ 松代地区内での観光案内ガイド
 - ④ 世代間交流事業
 - ⑤ 福祉活動
 - ⑥ 他の団体の主催するイベントや催しでのボランティア支援
 - ⑦ その他目的を達成するための活動

(所在地)

- 第4条 事務局・事務所は設けない

(設立日)

- 第5条 本団体の設立は、平成31年4月1日とする。

(会 員)

- 第6条 本団体は、本団体の目的に賛同する会員によって構成する。

(役員の種類)

- 第7条 本団体に次の役員を置く。
- ① 会長 1名
 - ② 副会長 1名
 - ③ 会計担当 2名程度
 - ④ 広報担当 1名程度
 - ⑤ 顧問 1名～2名

(役員選出の方法)

- 第8条 本団体役員については、会員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第9条 本団体役員の仕事は次の通りとする。

- ① 会長 団体を代表し、会務を統括する。
- ② 副会長 会長を補佐し、会長不在時にはその仕事を代行する。
- ③ 会計担当 団体の出納事務、決算・決済関係事務、口座管理などを行う。
- ④ 広報担当 団体公式 SNS やホームページなどの更新、広報頒布物の制作などを行う。
- ⑤ 顧問 外部団体との連絡調整などを行い、団体運営をサポートする。

(役員の仕事)

第10条 本団体役員の仕事は、原則就任から1年間とする

(役員の仕事)

第11条 本団体役員は、次の項目いずれかに該当した場合に解任できる。

- ①総会での決議(全会員の4分の3の賛成で可決)
- ②会則に違反、または会の目的に反する行為があったと認められたとき。
- ③会費の横領があったとき。
- ④本人の心身状態が、仕事の執行に堪えられないと認められたとき。

(入会)

第12条 本団体に入会する者は、会員の種類ごとに以下のような方法で手続きを行う必要がある。

- ・登録メンバー・・・インターネットなどから申し込む
- ・運営委員・・・役員に入会申込書を提出する
- ・賛助会員・・・インターネットなどから仮登録を行い、後日入会申込書を提出する

(退会)

第13条 退会する場合は、退会届を役員に提出するか、インターネットなどから退会申込を行うことで退会できる。

(会費)

第14条 本団体は、原則として会員から会費を徴収しないこととする。(賛助会員を除く)

(会計年度)

第15条 本団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(財政)

第16条 本団体の活動に要する諸経費は、原則として賛助会費・寄付金・助成金等によって賄われるものとする。

(監査と報告)

第17条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、会員に報告する。

(総会)

第18条 総会は、年2回実施する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。尚、以下の事項について議決する。

- ① 会計予算案の確認と承認
- ② 年間予定の確認と承認
- ③ 会則・事業などの変更
- ④ 役員を選出または解任
- ⑤ 年間行事報告の確認と承認
- ⑥ 会計報告の確認と承認
- ⑦ 団体の解散
- ⑧ その他会の運営に関わる事項

総会は、会員の過半数の出席で成立し、総会での議決は基本、過半数の賛成で可決する。

(役員会)

第19条 役員は定期的に役員会を開き、団体について様々な議論をする。尚、役員は4分の3の出席で成立し、議事内容に規定はないものとする。

(定例会議)

第20条 定例会議は、基本1ヶ月に1回開催する。会員の過半数の参加で成立し、議事内容に規定はない。活動日を中心に開催するものとする。

(臨時会議)

第21条 臨時会議は、役員判断で開催することができる。但し、開催は以下の項目に該当しているか、会長の許可がないと開催できない。

- ① 役員解散
 - ② 会則・事業などの変更
 - ③ イベントの企画・運営について
- ※会員の過半数の参加で成立する。

(緊急会議)

第22条 緊急委員会は、役員判断で開催することができる。但し、開催は以下の項目に該当しているか、会長の許可がないと開催できない。

- ① 大規模災害が発生した場合
- ② 団体活動に大きな影響を及ぼす事態が発生したとき
- ③ その他緊急を要する事態が発生したとき

(その他)

第23条 この会則に定めるものの他、必要な事項は役員会が細則を定めることができる。但し、会員の承認を得なければならない。

(付 則)

この会則は、平成31年4月1日より施行する。

初制定	平成31年(2019年)4月1日
第1回改訂	令和元年11月23日
第2回改訂	令和2年6月14日
第3回改訂	令和4年3月6日